ClassNK ZETA（Zero Emission Transition Accelerator）利用規約

第1条（適用）

1 ClassNK ZETA（Zero Emission Transition Accelerator）利用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、一般財団法人日本海事協会（以下「本会」といいます。）が提供する ClassNK ZETA (Zero Emission Transition Accelerator) サービス（ウェブサービス及びこれに関連するソフトウェア、プログラムを含み、以下総称して「本サービス」といいます。）の利用条件及び本サービスに関する本会と利用者との間の権利義務を定めるものです。

2 本サービスの詳細については、本会が作成する説明書（以下総称して「関連資料」といいます。）に記載するものとし、関連資料は、本利用規約の一部を構成するものとします。

3 本会は、株式会社シップデータセンター（以下「ShipDC」といいます。）が提供するサービス（以下「ShipDC サービス」といいます。）を利用して本サービスを提供します。そのため、利用者は、本サービスの利用開始にあたり、ShipDC サービスに係る利用規約に同意していただく必要があります。

4 本利用規約と、関連資料又は MRV Portal 利用規約との間に抵触又は矛盾がある場合は、本利用規約が優先するものとします。但し、本会と利用者との間で本サービスに関し個別の利用契約が締結された場合には、個別の利用契約が本利用規約に優先するものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語は、別途定める場合を除き、各々以下に定める意味を有するものとします。

(1) 「MRV Portal サービス」とは、本会が提供する ClassNK MRV Portal サービスをいいます。

(2) 「MRV Portal ユーザ」とは、本会が提供する MRV Portal サービスの利用者をいいます。

(3) 「MRV Portal 利用規約」とは、本会の MRV Portal サービスに係る利用規約（ClassNK MRV Portal）をいいます。

(4) 「対象データ」とは、本サービスの対象として利用されるデータであって、MRV Portal サービスの利用に伴い MRV Portal ユーザから本会に提供され、本会が保管するデータをいいます。

(5) 「データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他の方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）に記録された情報をいいます。

(6) 「利用契約」とは、本利用規約を契約条件として本会と利用者との間に締結されたとみなされる本サービスの提供に関する契約をいいます。

(7) 「利用者」とは、本サービスを利用する MRV Portal ユーザ及び MRV Portal ユーザ以外の本サービスの利用者を個別に又は総称していいます。

第3条（利用申込み）

1 本サービスの利用を申し込む場合、利用申込者には、本会所定の方法で、本サービスの利用の申し込みをしていただきます。この場合、本会は、本会所定の方法により、その利用登録の可否を判断し、本会が利用登録を承認する場合に、当該利用申込者にログイン ID 及びパスワードを発行することで、利用登録を完了するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、利用申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に定める利用登録を拒否することできます。

(1) 本会に提供した情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(2) 過去本会との契約に違反した者であると本会が判断した場合

(3) 本サービスの提供が技術的に困難であると本会が判断した場合
(4) その他、利用登録が適当でないと本会が判断した場合

3 第１項に定める利用登録が完了した時点で、本会と利用者との間で利用契約が締結されたものとみなします。

4 利用者は、利用の申し込み時に本会へ届け出た事項に変更が生じた場合、本会所定の方法により、当該変更事項を速やかに本会に届け出るものとします。

5 本会は、本条に基づき本会が行った行為又は利用者が前項に定める変更手続を行わなかったことにより、利用申込者又は利用者に生じた損害、損失、費用等（合理的な弁護士費用を含み、以下総称して「損害等」といいます。）について一切責任を負いません。

第4条（サービス内容）

本会は、本利用規約に基づき、本会所定の方法により、本サービスを提供するものとします。

第5条（利用期間）

1 本サービスの利用期間は、利用者の利用登録時に定めた期間とします。但し、利用者が、本会所定の方法により、利用期間満了日の１か月前までに、別段の意思表示をしない限り、同一の条件及び期間にて利用契約が更新されるものとし、以後も同様とします。

2 本会は、利用期間満了日の１か月前までに、利用者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他の利用契約内容を変更することができるものとします。

第6条（本サービスの使用許諾及び知的財産権）

1 本会は、利用者に対して、本サービスの利用期間中、本利用規約に定める条件に従い、本サービスを使用する非独占的、再許諾不能かつ譲渡不可能な権利を許諾します。

2 本サービス、関連資料及び本サービスの提供により得られた一切の結果（本サービスを利用して取得される監視結果、分析結果又はレポート等を含み、以下「分析結果」といいます。）に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し又はそれらの権利の登録のための出願をする権利を含み、以下「知的財産権」といいます。）並びにその他本サービスに関する一切の権利は、全て本会又は本会にライセンスを許諾している者に帰属するものとします。本サービスの使用許諾は、本サービスに関する本会又は本会にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡、移転又は使用許諾を意味するものではありません。

第7条（本サービスの利用条件）

1 本サービスは、利用者自身の業務での利用を目的として提供されるものであり、利用者は、本サービスを第三者へ販売、譲渡、貸与、使用許諾、その他商業目的で使用することはできません。

2 利用者は、本サービスを利用して取得する分析結果を、利用者自身の業務での利用を目的として、自由に利用することができます。但し、利用者は、本会の承諾を得ることなく、当該分析結果を第三者へ販売、譲渡、貸与、使用許諾、開示又は提供することはできません。

第8条（MRV Portal ユーザ以外の利用者による本サービスの利用条件）

1 MRV Portal ユーザ以外の利用者は、本会所定の方法により、MRV Portal ユーザの許諾を得た場合に限り、当該 MRV Portal ユーザの提供に係る対象データについて、本サービスを利用することができるものとします。

2 MRV Portal ユーザ以外の利用者は、別途 MRV Portal ユーザの承諾がある場合を除き、当該 MRV Portal ユーザの提供に係る対象データ及びその分析結果を第三者へ開示若しくは提供することができません。

3 MRV Portal ユーザ以外の利用者は、その理由の如何を問わず MRV Portal ユーザによる本サービスの利用が停止又は終了された場合、当該 MRV Portal ユーザの提供に係る対象データについて、当該 MRV Portal ユーザから許諾を受けた権限の範囲内で利用する場合を除き、本サービスの全部又は一部を利用できなくなる場合があることを承諾するものとします。

第9条（対象データの利用）

1 MRV Portal ユーザは、本会に対し、MRV Portal ユーザの提供に係る対象データを、本サービスの提供、維持、向上及び改良の目的（以下「本目的」といいます。）で、非独占的に利用することを許諾します。本会は、MRV Portal 利用規約の定めにかかわらず、本目的の範囲内で、当該対象データを利用することができます。

2 本会は、本目的の範囲内で、本サービスを利用する複数の MRV Portal ユーザの対象データを集計し固有情報を特定できない形で加工等して統計的な情報を作成し、これを利用（第三者への提供又は開示を含む。）することができるものとします。

3 本会は、本会所定の方法で MRV Portal ユーザが許諾した場合に限り、当該 MRV Portal ユーザ以外の利用者に対し、本サービスの利用を通じて当該 MRV Portal ユーザの提供に係る対象データを提供するものとします。

第10条（本サービス利用終了後のデータの取扱い）

1 MRV Portal ユーザが本サービスの利用を終了した場合、本会は、以後、他の利用者による当該 MRV Portal ユーザから許諾を受けた権限の範囲内での利用に必要な限度で、当該 MRV Portal ユーザの提供に係る対象データを引き続き利用することができるものとします。

2 MRV Portal ユーザ以外の利用者が本サービスの利用を終了した場合、当該利用者は、本会の指示に従い、本サービスの利用により取得した対象データを消去するものとし、本会が要請した場合には、本項に基づく義務が履行されたことを証明する書面を本会に対して提出するものとします。

第11条（再委託）

本会は、本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、本会は、第 9 条第 1 項に定める本目的に必要な範囲で、本会の業務委託先に対し対象データを提供することができ、業務委託先は本目的の範囲内で対象データを利用できるものとします。但し、本会は当該委託先を善良なる管理者の注意をもって管理監督するものとします。

第12条（バージョンアップ）

1 本会は本サービスの更新を行うことがあります。配布プログラムの更新版の利用を希望する利用者は、本サービスにログインして取得することができます。

2 利用者は、自己の責任で常に最新の更新版を利用するものとし、本会が更新版を配布後に、旧版を使用することに起因又は関連して利用者に生じた損害等について本会及び本会の役職員は一切責任を負いません。

第13条（利用状況等の利用）

利用者は、本会が、本サービスの提供、維持、向上、改良、開発等を目的として、利用者の本サービスの利用状況、利用頻度等に関する情報を、利用者を特定できない形での統計的な情報として利用することに同意するものとします。

第14条（利用料金及び支払方法）

1 本サービスの利用料金は、本会が別途定める料金表に定めるものとします。
2 利用者は、前項に定める利用料金を、本会が別途指定する場合を除き、本会からの請求書発行日より 30 日以内に、本会の指定する銀行口座に支払うものとします（なお、振込費用は利用者負担とします。）。
3 本会に支払われた利用料金については、その理由の如何を問わず、一切返金いたしません。
4 利用者が利用料金その他費用の支払を遅滞した場合、利用者は年 5%の割合による遅延損害金を本会に支払うものとします。

第15条（ＩＤ及びパスワードの管理）

1 利用者は、自己の責任において、ログイン ID 及びパスワードを適切に管理及び保管するものとし、ログイン ID 及びパスワードは他に漏れないように慎重に取り扱うものとします。
2 ログイン ID 及びこれに対応するパスワードを用いてログインされた場合には、本会は当該ログイン ID を登録している利用者が本サービスにログインしたものと判断します。
3 利用者のログイン ID 及びパスワードの管理不十分による漏洩、不正使用又は本サービスへの不正なアクセスに起因又は関連して利用者が被ったいかなる損害等についても、本会及び本会の役職員は一切責任を負いません。

第16条（本サービス利用のための設備の設定維持）

1 利用者は、自己の費用と責任において、コンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等の設備を設定し、インターネットに接続し、その他の本サービス利用のために必要な環境を維持するものとします。
2 利用者の前項に定める利用環境に不具合がある場合、本会は、当該利用者に対し本サービスの提供義務を負わないものとします。
3 本会は、本会が本サービスに関して保守、運用又は技術上必要であると判断した場合、利用者が本サービスの利用にあたり使用する設備又は利用環境等について、分析、調査等を行うことができます。

第17条（禁止事項）

本サービスの利用に際し、利用者による以下の各号に該当する行為を禁止します。

(1) 本利用規約に定めがある場合を除き、本サービス又はその機能の一部を第三者に利用させることを目的とした本サービスの利用
(2) 本サービスを第三者に使用許諾、販売、リース、レンタル、譲渡又は担保とすること

(3) 本サービスに含まれるソフトウェア、プログラムを解析、探知、デコンパイル、逆アセンブルなどによりリバースエンジニアリングを行なう、又はソースコード若しくはアルゴリズムを解析すること
(4) 本サービスに含まれるソフトウェア、プログラムを改変、複製、翻案、加工、その他の変更及び一部又は全部を利用して派生製品を作成すること
(5) 本会、他の利用者またはその他の第三者の知的財産権その他の権利利益を侵害する行為
(6) 本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
(7) 本サービスのネットワーク若しくはシステムへの不正アクセス行為又はその機能を破壊する行為
(8) 第三者になりすます行為
(9) 反社会的勢力との何らかの関係を有する行為
(10) 法令又は公序良俗に違反する行為
(11) その他、本会が不適切と判断する行為

第18条（利用者による本サービスの利用終了）

1 利用者は、本会所定の方法で、本会に対し１か月前までに通知することにより、本サービスの利用を終了し、利用契約を解約することができます。但し、利用者が既に支払った利用料金については、その理由の如何を問わず、本会はこれを返還しないものとします。

第19条（本会による本サービスの利用停止、終了）

1 本会は、利用者に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、何らの通知催告を行うことなく、また何らの補償を行うことなく、直ちに利用者による本サービスの全部又は一部の利用を停止し、又は本サービスの利用を終了し、利用契約を解約することができるものとします。
(1) 本利用規約、MRV Portal 利用規約、その他の利用契約に違反した場合
(2) MRV Portal サービスの利用が停止又は終了された場合
(3) ShipDC サービスに関する利用契約が終了した場合
(4) 本サービスの利用料金その他の支払いに未払いがあった場合
(5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続開始の申立てがあった時、あるいは、第三者より利用者の財産について仮差押、仮処分、強制執行などを受けた場合
(6) 反社会的勢力との関係が判明した場合
(7) その他、当該利用者の継続的利用が不適切であると本会が判断した場合

2 利用者は、その理由の如何を問わず、本サービスの利用が終了した場合、本サービスの利用にあたり本会から提供を受けたソフトウェア、プログラムその他の資料等を、本会の指示に従い、本会に返還し又は消去しなければなりません。

3 利用者は、第１項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金、遅延損害金その他の費用がある場合には、本会が定める日までにこれを支払うものとします。

4 本会又は本会の役職員は、第１項に基づき本会が行った行為により利用者に生じた損害等について一切責任を負いません。

第20条（本サービスの中断、変更、廃止等）

1 本会は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができます。
(1) システムの保守作業を行う場合

(2) 通信回線の障害又は第三者による妨害等により、システムの運用又は本サービスの提供が困難になった場合
(3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災、感染症・疫病などの不可抗力により本サービスの提供が困難になった場合
(4) その他、本サービスの中断又は停止を必要と本会が判断した場合

2 本会は、本会の都合により、本サービスの種類と内容を随時変更することができるものとします。
3 本会は、本会の都合により、随時本サービスの全部又は一部を廃止し、利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
4 本会及び本会の役職員は、本条に基づき本会が行った措置に基づき利用者に生じた損害等について一切責任を負いません。

第21条（自己責任の原則）

1 利用者は、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用及びその結果について、一切の責任を負うものとします。
2 利用者は、利用者による本サービスの利用に起因又は関連して、本会又は本会の役職員に損害等を与えた場合、本会又は本会の役職員が被った損害等を賠償するものとします。

第22条　（免責）

1 本会は、本サービスについて、ソフトウェア、プログラムにバグがないこと及び不具合が生じないことを一切保証するものではありません。関連資料記載のサービスが提供されない場合であっても、本会及び本会の役職員はいかなる責任も負いません。
2 本会及び本会の役職員は、本サービスの利用又は利用不能に起因又は関連して利用者に生じたいかなる損害等についても一切責任を負いません。
3 本サービスの利用に起因又は関連して、利用者と他の利用者又は第三者との間において紛争が生じた場合、利用者は自己の責任と費用負担によりこれを解決するものとし、本会及び本会の役職員は一切責任を負わないものとします。
4 本会及び本会の役職員は、なりすましその他本サービスの不正利用等に起因又は関連して利用者に生じたいかなる損害等についても一切責任を負いません。
5 本会及び本会の役職員は、利用者が本サービスを利用して得られる結果について、いかなる責任も負いません。利用者が本サービスを利用することで本会の EU-MRV 認証その他の検証結果の取得が保証されるものではありません。
6 本会及び本会の役職員は、本サービスを利用して取得される情報及びデータの正確性、完全性、機密性、利用可能性を一切保証するものではありません。本会及び本会の役職員は、本サービスを利用して取得される情報及びデータに関する不正、過誤その他の事由に起因又は関連して利用者が被ったいかなる損害等についても一切責任を負いません。
7 本会はデータの保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第23条　（損害賠償の制限）

前条の規定にかかわらず、本会が利用者に対し何らかの損害賠償責任を負うことが立証された場合は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して本会が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、本会の責めに帰すべき事由により又は本会が利用契約に違反したことを直接の原因として利用者に現実に発生した通常の損害等に限定され、当該利用者が本会に現実に支払った本サービスの利用料金の１か月分相当

の金額を上限とするものとします。本会は、いかなる場合であっても、本会の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第24条（秘密保持義務）

1 本会及び利用者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といい、秘密情報を開示した者を「開示者」、開示を受けた者を「被開示者」といいます。）を、第三者に開示、提供、漏えいしてはならないものとします。但し、①本利用規約で別途認められる場合、②予め相手方の同意を得た場合、③開示が法令に基づく場合、④海難事故その他緊急の必要がある場合、及び⑤開示が裁判所からの命令や訴訟手続又は各国政府等の公的機関からの正当な権限による要請がある場合はこの限りではありません。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に当たらないものとします。

(1) 提供又は開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
(2) 秘密情報によらず被開示者が独自に開発した情報
(3) 提供又は開示の時点で公知の情報
(4) 提供後又は開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
(5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく提供又は開示された情報

3 本条の規定は、本サービスの利用停止又は終了後もその効力を有するものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

本会は、本会のホームページに掲載された個人情報保護方針に従って、本サービス遂行のため利用者より提供を受けた個人情報を取り扱うものとします。

第26条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(4) 反社会的勢力に対して資金を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用者は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

3 本会は、利用者が前各項に違反し、又は第 1 項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、利用契約を解除することができるものとします。

第27条（通知）

1 本利用規約に特段の定めのない限り、利用者への通知は、電子メール、書面又は本会のホームページに掲載するなど、本会が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、本会から利用者への通知を電子メールの送信又は本会のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第28条（利用規約の変更）

1 本会は、本利用規約を随時変更することがあります。この場合には、利用者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の利用規約を適用するものとします。

2 本会が本利用規約の変更を行う場合、合理的な予告期間をおいて、変更後の利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

第29条（契約上の地位の譲渡）

利用者は、本会の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又はこれに基づく権利義務を、第三者に譲渡、移転、担保設定することはできません。

第30条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

第31条（準拠法）

本利用規約は日本法を準拠法とし、これに従って解釈されるものとします。

第32条（紛争解決）

1 本利用規約若しくは本サービスに起因又は関連する一切の紛争については、東京を仲裁地として、一般社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従うものとします。

2 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、一般社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の仲裁規則によるものとします。

3 前各項の規定にかかわらず、本会と日本国内に本店所在地を有する利用者との間の本利用規約若しくは本サービスに起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（協議）

本利用規約に定めのない事項及び本利用規約の解釈に疑義のある事項については、本会及び利用者で誠実に協議のうえ解決するものとします。

以上

附則
2022 年 4 月 1 日 制定

料金表
ClassNK ZETA（Zero Emission Transition Accelerator）
（2024 年 7 月）

1　基本機能の料金

- MRV Portal ユーザは無償
- MRV Portal ユーザ以外の利用者は 2024 年 12 月 31 日までは無償。2025 年 1 月 1 日以降の使用料金については、別途お知らせいたします。

なお、基本機能とは、次に示す機能を指します。
- Emission Monitoring 機能
- EU-ETS 機能
- CII Simulator 機能
- CII Fleet Simulator 機能
- CII Benchmark Viewer 機能

但し、上記の機能（2024 年 7 月時点）は、本会の判断により随時変更又は追加する場合があります。

2　アドバンス機能の料金

- FuelEU Maritime 機能
  トライアル期間として 2024 年 12 月末まで無償。2025 年 1 月 1 日以降の使用料金については、別途お知らせいたします。

上記の機能（2024 年 7 月時点）は、本会の判断により随時変更又は追加する場合があります。